

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年7月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第55号

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例等の一部を改正する条例

(貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部改正)

第1条 貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例(昭和44年鳥取県条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
<p>知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者(以下「借受者」という。)が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。</p>			<p>知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者(以下「借受者」という。)が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。</p>		
貸付金の種類	免除の条件	免除の範囲	貸付金の種類	免除の条件	免除の範囲
略			略		
<p>医 県内における医師 師 の確保を図るため、 養 大学(学校法人自治 成 医科大学を除く。以 確 下この項において同 保 じ。)において医学 奨 を専攻する者で、将 学 来県内の知事が指定 金 する病院又は県内の 普通地方公共団体が 設立する診療所(以 下「病院等」とい う。)において医師 の業務に従事しよう とするものに対して 貸し付ける資金</p>	<p>1 大学を卒業した 日の属する年度の 翌年度から起算し て1年(災害、疾 病その他やむを得 ない理由により知 事が必要と認めた ときは、知事がそ の都度定める期 間)以内に医師免 許を取得した後、 直ちに医師法(昭 和23年法律第201 号)第16条の2第 1項に規定する臨 床研修を受け、当 該研修を修了した 日から起算して医</p>	債務の全部	<p>医 県内における医師 師 の確保を図るため、 養 国立大学法人鳥取大 成 学(以下「鳥取大 確 学」という。)にお 保 いて医学を専攻する 奨 者で、将来県内の知 学 事が指定する病院又 金 は県内の普通地方公 共団体が設立する診 療所(以下「病院 等」という。)にお いて医師の業務に従 事しようとするもの に対して貸し付ける 資金</p>	<p>1 鳥取大学を卒業 した日の属する年 度の翌年度から起 算して1年(災害、 疾病その他や むを得ない理由に より知事が必要と 認めたときは、知 事がその都度定め る期間)以内に医 師免許を取得した 後、直ちに医師法 (昭和23年法律第 201号)第16条の 2第1項に規定す る臨床研修を受 け、当該研修を修 了した日から起算</p>	債務の全部

師養成確保奨学金
(以下この項において「奨学金」という。)の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間(国立大学法人鳥取大学(以下「鳥取大学」という。))において医学を履修する課程に地域枠推薦入学により入学した者(以下この項において「地域枠入学者」という。)以外の者にあつては、奨学金の貸与を受けた期間の2倍に相当する期間(当該期間が9年を超える場合にあつては、9年)とし、災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事はその都度定める期間)内に、病院等において常勤医師(当該病院等において定める医師の勤務時間のすべてを勤務し、かつ、1週間当たり32時間以上勤務する医師をいう。))としての業務に奨学金の貸与を受けた期間に相当する期間(地域枠入学者以外の者にあつては、奨学金の貸与を受けた期間の1.5倍に相

して医師養成確保奨学金(以下「奨学金」という。))の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間(災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事はその都度定める期間)内に、病院等において常勤医師(当該病院等において定める医師の勤務時間のすべてを勤務し、かつ、1週間当たり32時間以上勤務する医師をいう。))としての業務に奨学金の貸与を受けた期間に相当する期間以上通算して従事したとき。

	当する期間（当該期間が6年を超える場合にあつては、6年）以上通算して従事したとき。			
	2 略		2 略	
	3 略		3 略	
略		略		
備考 略		備考 略		

第2条 貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中表の細目の表示に下線が引かれた表の細目（以下この条において「削除表細目」という。）を削り、次の表の改正後の欄中表の細目の表示に下線が引かれた表の細目（以下この条において「追加表細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除表細目を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加表細目を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後				改正前			
<p>知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。</p>				<p>知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。</p>			
貸付金の種類		免除の条件		貸付金の種類		免除の条件	
略				略			
<u>看護職員修学資金</u>	1 看護職員養成施設（看護職員養成施設を卒業し、1年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間。以下この号及び次号並びに次項において同	債務の全部（第1号の□の場合）であつて、債務の2		看護職員修学資金	1 看護職員養成施設（看護職員養成施設を卒業し、1年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間。以下この号及び次号並びに次項において同	債務の全部（第1号の□の場合）であつて、債務の2	

<p>じ。)の確保及び質の向上に資するため、看護職員養成施設(法第19条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した保健師養成所、法第20条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した助産師養成所、法第21条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した看護師養成所又は法第22条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する都道府県知事の指定した准看護師養成所をいう。以下同じ。)に在学する者(鳥取大学において看護学を履修する課程に地域枠推薦入学により入学した者を除く。)又は大学院の修士課程において看護に関する専門知識を修得しようとする者で、将来県内において看護職員の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金</p>	<p>他の看護職員養成施設に入学した場合、当該他の看護職員養成施設を卒業した日から1年以内に当該看護職員養成施設の卒業の資格に係る免許を取得し、かつ、当該免許取得後直ちに<u>県内の次に掲げる施設において看護職員の業務(トに掲げる施設にあっては、保健師の業務に限る。)</u>に従事し、<u>当該施設において引き続き5年間その業務に従事したとき(リに掲げる施設の業務に従事する場合には、当該業務に従事する前に、病院、診療所又は介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第25項に規定する介護老人保健施設(以下「介護老人保健施設」という。)において3年以上看護職員の業務に従事した場合に限る。</u>この場合において、これらの施設のうち<u>県内の次に掲げる施設に該当するものにおいて看護職員の業務に従事した期間のうち当該免許取得後のものは、当該5年間</u></p>	<p>の向上に資するため、看護職員養成施設(法第19条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した保健師養成所、法第20条第1号に規定する文部科学大臣が指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した助産師養成所、法第21条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した看護師養成所又は法第22条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する都道府県知事の指定した准看護師養成所をいう。以下同じ。)に在学する者又は大学院の修士課程において看護に関する専門知識を修得しようとする者で、将来県内において看護職員の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金</p>	<p>員養成施設に入学した場合は、当該他の看護職員養成施設を卒業した日から1年以内に当該看護職員養成施設の卒業の資格に係る免許を取得し、かつ、当該免許取得後直ちに次に掲げる施設において看護職員の業務(イ(7)に掲げる施設にあっては助産師の業務、イ(8)に掲げる施設にあっては保健師の業務に限る。)に従事し、引き続き5年間その業務に従事したとき(イ(10)に掲げる施設の業務に従事する場合には、当該業務に従事する前に、病院、診療所又は介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第25項に規定する介護老人保健施設(以下「介護老人保健施設」という。)において3年以上看護職員の業務に従事した場合に限る。この場合において、これらの施設のうちイ又はロに掲げる施設に該当するものにおいて看護職員の業務に従事した期間のうち当該免許取得</p>
---	---	--	--

の期間に含めるものとする。)。

後のものは、当該5年間の期間に含めるものとする。)。

イ 県内の施設

(1) 病床が200床未満の病院(3)及び(6)に掲げるものを除く。)

(2) 病床が200床以上の病院(3)及び(6)に掲げるものを除く。)

(3) 病床のうち精神病床が80パーセント以上を占める病院(6)に掲げるものを除く。)

(4) 診療所

(5) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第43条の4に規定する重症心身障害児施設(以下「重症心身障害児施設」という。)

(6) 児童福祉法第7条第6項の規定により指定された独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関

(7) 母子保健法(昭和40年

法律第141号)第22条第2項に規定する母子健康センター(以下「母子健康センター」という。)

(8) 地域保健法(昭和22年法律第101号)第21条第2項第1号に規定する特定町村

(9) 介護老人保健施設

(10) 介護保険法第41条第1項本文の指定に係る同法第8条第1項に規定する居宅サービス事業(同条第4項に規定する訪問看護に係るものに限る。)又は同法第53条第1項本文の指定に係る同法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス事業(同条第4項に規定する介護予防訪問看護に係るものに限る。)を行う事業所(以下「訪問看護事業所」という。)

イ 病床が200床未満の病院（八及びへに掲げるものを除く。）

ロ 病床が200床以上の病院（八及びへに掲げるものを除く。）

ハ 病床のうち精神病床が80パーセント以上を占める病院（へに掲げるものを除く。）

ニ 診療所

ホ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第43条の4に規定する重症心身障害児施設（へに掲げるものを除く。以下「重症心身障害児施設」という。）

ヘ 児童福祉法第7条第6項の規定により指定された独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関（次項において「指定医療機関」とい

ロ 県外の施設

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号に規定する施設（以下「のぞみの園」という。）

う。)

ト 地域保健法

(昭和22年法律

第101号)第21

条第2項第1号

に規定する特定

町村

チ 介護老人保健

施設

リ 介護保険法第

41条第1項本文

の指定に係る回

法第8条第1項

に規定する居宅

サービス事業

(同条第4項に

規定する訪問看

護に係るものに

限る。)又は回

法第53条第1項

本文の指定に係

る同法第8条の

2第1項に規定

する介護予防サ

ービス事業(同

条第4項に規定

する介護予防訪

問看護に係るも

のに限る。)を

行う事業所(以

下「訪問看護事

業所」とい

う。)

2 大学院の修士課程(大学院の修士課程を修了し、1年以内に大学院の博士課程に進学した場合は、当該大学院の博士課程)を修了した日から1年以内に県内の次に掲げる施設において看護職員の業務(二に掲げる

2 大学院の修士課程(大学院の修士課程を修了し、1年以内に大学院の博士課程に進学した場合は、当該大学院の博士課程)を修了した日から1年以内に次に掲げる施設において看護職員の業務(イ(4)に掲げる

施設にあっては、保健師の業務に限る。)に従事し、引き続き5年間その業務に従事したとき(△に掲げる施設の業務に従事する場合にあっては、当該業務に従事する前に、病院、診療所又は介護老人保健施設において3年以上看護職員の業務に従事した場合に限る。この場合において、これらの施設のうち県内の次に掲げる施設に該当するものにおいて看護職員の業務に従事した期間のうち修士課程修了後のものは、当該5年間の期間に含めるものとする。)。

施設にあっては助産師の業務、イ(5)に掲げる施設にあっては保健師の業務に限る。)に従事し、引き続き5年間その業務に従事したとき(イ(7)に掲げる施設の業務に従事する場合にあっては、当該業務に従事する前に、病院、診療所又は介護老人保健施設において3年以上看護職員の業務に従事した場合に限る。この場合において、これらの施設のうちイ又はロに掲げる施設に該当するものにおいて看護職員の業務に従事した期間のうち修士課程修了後のものは、当該5年間の期間に含めるものとする。)。

イ 県内の施設

- (1) 病院
- (2) 診療所
- (3) 重症心身障害児施設
- (4) 母子健康センター
- (5) 保健所及び市町村
- (6) 介護老人保健施設
- (7) 訪問看護事業所

ロ 県外の施設
のぞみの園

	イ 病院 ロ 診療所 ハ 重症心身障害 児施設 ニ 保健所及び市 町村 ホ 介護老人保健 施設 ヘ 訪問看護事業 所		
	3 略		3 略
	4 略	債務	4 略
	5 第3号に該当す る場合を除き、借 受者が死亡し、又 は精神若しくは身 体に著しい障害を 受けたため看護職 員の業務に従事す ることができなく なったとき。	の全 部又 は一 部	5 第3号に該当す る場合を除き、借 受者が死亡し、又 は精神若しくは身 体に著しい障害を 受けたため看護職 員の業務に従事す ることができなく なったとき。
奨学金 県内における看護 職員（法第3条又は 第5条に規定する助 産師又は看護師をい う。以下この項にお いて同じ。）の確保 を図るため、鳥取大 学において看護学を 専攻する者（地域枠 推薦入学により入学 した者に限る。） で、将来県内の病院 又は診療所において 看護職員の業務に従 事しようとするもの に対して貸し付ける 資金	1 鳥取大学を卒業 した日から2年以 内に看護師免許を 取得し、かつ、当 該免許取得後直ち に県内の次に掲げ る施設において常 勤の看護職員（病 院又は診療所にお いて定める看護職 員の勤務時間のす べてを勤務し、か つ、1週間当たり 32時間以上勤務す る看護職員をい う。以下同じ。） 又は常勤の看護教 員（看護職員養成 施設に常勤職員と して採用された者 で、看護学分野の 科目を担当し、専 ら学生又は生徒の 指導又は教育に従	債務 の全 部 （第 1号 口及 びト の場 合に あっ て は、 債務 の2 分の 1）	

事するものをいう。以下同じ。)の業務に従事し、当該施設において引き続き6年間その業務に従事したとき。

イ 病床が200床未満の病院(八及びへに掲げるものを除く。)

ロ 病床が200床以上の病院(八及びへに掲げるものを除く。)

ハ 病床のうち精神病床が80パーセント以上を占める病院(へに掲げるものを除く。)

ニ 診療所

ホ 重症心身障害児施設

ヘ 指定医療機関

ト 看護職員養成施設

2 前号に規定する業務従事期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因して精神若しくは身体に著しい障害を受けたためその業務に従事することができなくなったとき。

債務の全部

3 第1号に該当する場合を除き、鳥取大学を卒業した日から2年以内に看護師免許を取得し、かつ、当該免許取得後直ちに同

債務の全部又は一部

	<p>号に掲げるいずれかの施設において常勤の看護職員又は常勤の看護教員の業務に従事し、引き続き6年間その業務に従事したとき。</p> <p>4 第2号に該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため常勤の看護職員又は常勤の看護教員の業務に従事することができなくなったとき。</p>		
略		略	
<p>備考</p> <p>1 介護福祉士等修学資金の項免除の条件の欄第1号、第2号及び第4号、<u>看護職員修学資金等の修学資金の項免除の条件の欄第1号及び第2号、看護職員修学資金等の奨学金の項免除の条件の欄第1号から第3号まで並びに理学療法士等修学資金の項免除の条件の欄第1号の規定による業務従事期間の計算については、他の養成施設等への入学、災害、疾病その他やむを得ない理由のためその業務に従事することができなかった期間がある場合において、当該期間終了後直ちに再びこれらの規定に定めるところにより当該業務に従事したときは、後の業務従事期間は、前の業務従事期間に引き続くものとみなす。</u></p> <p>2 略</p>		<p>備考</p> <p>1 介護福祉士等修学資金の項免除の条件の欄第1号、第2号及び第4号、<u>看護職員修学資金の項免除の条件の欄第1号及び第2号並びに理学療法士等修学資金の項免除の条件の欄第1号の規定による業務従事期間の計算については、他の養成施設等への入学、災害、疾病その他やむを得ない理由のためその業務に従事することができなかった期間がある場合において、当該期間終了後直ちに再びこれらの規定に定めるところにより当該業務に従事したときは、後の業務従事期間は、前の業務従事期間に引き続くものとみなす。</u></p> <p>2 略</p>	

(貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例(平成15年鳥取県条例第65号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後	改正前
-----	-----

附 則
 (施行期日)
 1 略
 (経過措置)
 2 この条例の施行の日前に看護職員修学資金の貸付けの決定を受けた者でこの条例の施行の際現に児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第2項の規定により指定された国立療養所において看護職員の業務に従事しているものが引き続き同法第7条第6項の規定により指定された独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関において看護職員の業務に従事する場合における当該資金の返還に係る債務の免除については、改正後の貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則
 (施行期日)
 1 略
 (経過措置)
 2 この条例の施行の日前に看護職員修学資金の貸付けの決定を受けた者でこの条例の施行の際現に次の表の左欄に掲げる施設において看護職員の業務に従事しているものが引き続き同表の右欄に掲げる施設において看護職員の業務に従事する場合における当該資金の返還に係る債務の免除については、改正後の貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第2項の規定により指定された国立療養所	独立行政法人国立病院機構法(平成14年法律第191号)第17条の規定による改正後の児童福祉法第27条第2項の規定により指定された独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関
心身障害者福祉協会法(昭和45年法律第44号)第17条第1項第1号に規定する福祉施設	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)第11条第1項第1号に規定する施設

附 則
 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成20年4月1日から施行する。